

BCP 開示の進化 ESG 時代における企業価値との接点

客員主任研究員(立教大学教授) 野田 健太郎

近年、企業の情報開示は財務情報中心の枠組みから、サステナビリティ情報を含む統合的な開示へと進化している。その中で、事業継続計画（BCP）は従来のリスク管理手法にとどまらず、企業価値を評価するうえで不可欠な情報として位置づけられる。気候変動の激甚化、パンデミックの拡大、ウクライナ、イランをはじめとした地政学リスクの高まりなどを背景に、企業が有するレジリエンス（柔軟な回復力）は、投資家にとって重要な判断材料となっている。

日本における制度開示を見ると、有価証券報告書の「事業等のリスク」や「サステナビリティ記載欄」の新設により、BCP に関連する情報の開示が実質的に求められている。特に 2019 年の開示府令改正以降、リスクの内容だけでなく、その対応策の具体的記述が求められるようになり、BCP の整備状況が開示内容の具体性や充実度に影響を与える要因となった。また、2023 年以降はサステナビリティ情報の体系的開示が進み、人的資本や気候変動への対応と並行する形で、事業継続能力に関する説明が求められるケースが増えていると思われる。

任意開示である統合報告書においては、BCP はさらに戦略的な意味合いが強い。ここでは単なる災害への対応計画ではなく、「価値創造ストーリー」として語られる。すなわち、危機時に損失を最小化するだけでなく、危機後の迅速な復旧やビジネスチャンスの獲得を通じて、競争優位を維持・強化する能力として位置づけられる。この点で、BCP は単なるリスク管理から経営戦略へと拡張を遂げている。

こうした変化の背景には、国際的な開示基準の整備がある。国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表したサステナビリティ開示基準（IFRS S1・S2）は、サステナビリティ関連のリスクと機会を財務情報と結びつけて開示することを求めている。この枠組みはガバナンス・戦略・リスク管理・指標の四つの柱から構成されており、BCP は特に戦略およびリスク管理の領域において中核的役割を担う。すなわち、BCP は単なる守りの対応ではなく、企業が不確実性を踏まえながらもどのように価値創造を図るかを示す重要な情報である。

日本においても、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）が ISSB 基準との整合を重視した開示基準の策定を進めており、今後は制度開示と任意開示の双

方で一貫したフレームワークが進展していくと考えられる。これにより、BCP は管理の一部としての位置づけから、投資家との対話を支える重要な開示情報へと変化していく。

さらに欧州では、より厳格な開示法制が整備されている。企業サステナビリティ報告指令（CSRD）は、ESG 情報を財務情報に準じる水準で開示することを義務付け、第三者保証の導入も進めている点に特徴がある。また、ダブルマテリアリティの概念により、企業が受ける影響だけでなく、企業が社会や環境に与える影響についても開示対象とされる。このフレームワークでは、BCP は単に自社の存続を確保するための仕組みにとどまらず、サプライチェーン全体や地域社会への影響をコントロールする責任としてとらえられる。

ESG の観点から整理すると、BCP は「G（ガバナンス）」と「S（社会）」だけでなく「E（環境）」とも結びつく横断的な概念である。リスク管理体制としての側面はガバナンスに属し、従業員の安全確保やサービス供給の維持は社会に関わる。さらに、気候変動を前提とした BCP の高度化は環境とも密接に関係する。このように、BCP は ESG の三要素を統合する接点として機能する。

一方で、現行の開示には多くの課題が残されている。第一に、BCP 情報は定性的記述にとどまる傾向が強く、企業間の比較が難しい点である。第二に、詳細な開示は企業のセキュリティ上のリスクを伴い、どこまで開示すべきかの判断が難しい。第三に、ISSB と欧州基準との間でマテリアリティ概念に差異が存在するなど、開示範囲の判断は企業にとって悩ましい問題である。

今後の方向性としては、BCP の実効性を示す定量指標の整備、そして国際基準への収斂が進むと考えられる。また、デジタル技術の活用により、サプライチェーン全体の可視化やリアルタイムでのリスク管理が進展すれば、BCP の内容自体も高度化し、それに対応した開示の質的向上が図られるであろう。BCP の開示は、企業が不確実な状況においていかに持続的に価値を創造できるのかを示す重要な指標である。さらに ESG 時代においては、BCP は補足的なリスク情報ではなく、企業価値の根幹を支える戦略的要素として、その重要性を一層高めていく。

本資料の内容や見解はすべて執筆者個人に属するものであり、株式会社日本政策投資銀行の見解を反映するものではありません。また当行は、掲載されている情報の正確性・確実性を保証するものではなく、本資料の利用に関して生じたいかなる損害について責任を負うものではありません。本資料は著作物であり、著作権法に基づき保護されています。本資料の全文または一部を転載・複製する際は、著作権者の許諾が必要ですので、当行までご連絡下さい。著作権法の定めに従い引用・転載・複製する際には、必ず、『出所：日本政策投資銀行』と明記して下さい。

<お問い合わせ先>

株式会社日本政策投資銀行 設備投資研究所

TEL:03-3244-1890 E-mail : sesomu@dbj.jp